

第40回記念八王子いちよう祭り ふるさとバザール出店募集要項

1. 開催概要

名 称	第40回記念八王子いちよう祭り
開催日時	2019年11月16日(土) 9:00 ~ 17:00 雨天決行 17日(日) 9:00 ~ 16:30 雨天決行
会 場	八王子いちよう祭り ふるさとバザール会場
内 容	飲食販売・物品販売・観光PR・企業PR(チラシ・試供品などの配布)等

2. 出店資格

出店資格	<p>①ルールとマナーを守り、当祭典委員会の指示に従い、祭典の円滑な運営に協力していただける個人・グループ・団体等</p> <p>②『東京都暴力団排除条例』、『八王子市暴力団排除条例』に反することなく、出店が認められた個人・グループ・団体等</p> <p>③『暴力団排除に関する八王子いちよう祭り祭典委員会規約』及び『ふるさとバザール出店要項』を遵守し、誓約書を提出していただける個人・グループ・団体等</p>
------	---

3. 出店料・出店場所

基本設営	<ul style="list-style-type: none"> ・テント 1張り(間口 約3.4m × 奥行 約2.5m) ※テントの持ち込みはできません。 ・店名板 (15cm × 90cm) ・照 明 (1個) ※電源は別途申込みが必要です。 												
出店料	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">B会場(陵南会館跡地内)</td> <td style="width: 10%;">1小間</td> <td style="width: 10%;">2日間</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">80,000円</td> </tr> <tr> <td>C会場(陵南公園本園)</td> <td>1小間</td> <td>2日間</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>E会場(南浅川西河川敷)</td> <td>1小間</td> <td>2日間</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> </table> <p>※環境保全費を含みます。</p> <p>※B会場において、当祭典委員会で指定した場所(松15,000円、竹10,000円、梅5,000円)については別途追加料金をいただきます。後日、請求書をお送りしますので、期日までにお振込みください。期日までに入金の確認ができない場合はその権利を失います。</p> <p>※追加設備(駐車場利用も含む)にかかる費用は申込書に記載してあります。必要な場合は申込書に記入し一緒に申し込んでください。</p>	B会場(陵南会館跡地内)	1小間	2日間	80,000円	C会場(陵南公園本園)	1小間	2日間	60,000円	E会場(南浅川西河川敷)	1小間	2日間	50,000円
B会場(陵南会館跡地内)	1小間	2日間	80,000円										
C会場(陵南公園本園)	1小間	2日間	60,000円										
E会場(南浅川西河川敷)	1小間	2日間	50,000円										
出店場所	<p>①出店場所は、「出店者会議抽選会」にて決定します。</p> <p>②出店者会議に出席されない場合は、祭典委員会に一任させていただきます。</p> <p>③抽選会にて選んだ場所のキャンセルは認めません。</p>												

4. 申込み提出書類

提出書類	<p>1. 出店申込書 (出店責任者の写真を2枚貼付のこと)</p> <p>2. 出店責任者の住民票 (当日店舗にいて管理・運営にあたる方)</p> <p>3. 誓約書</p> <p>4. 行事における臨時出店届 (食品を取り扱う出店者は必須)</p> <p>※出店申込書類一式の原本を、「八王子いちよう祭り祭典委員会事務局」まで送付して下さい。</p> <p>※申込書の控え(コピー)を必ずお手元に保管してください。</p>
-------------	--

5. 募集締切日

締切日	<p>9月9日(月) 必着</p> <p>①締切日までに申込み書類の提出があり、入金の確認が取れた方のみ「出店者会議 抽選会」に参加できます。</p> <p>②締切日前であっても定数に達した場合は申込みを締め切ります。</p>
-----	--

6. 出店料振込について

振込先	<p>多摩信用金庫 高尾支店 普通口座 振り込み期限 9月9日(月)</p> <p>八王子いちよう祭り祭典委員会 会長 <small>さ さ き けんご</small> 佐々木 研吾</p> <p>店番号：065 口座番号：0228782</p>
お振込に関する注意	<p>①上記締切日までに<u>出店料および追加設備料金を上記の口座に一括してお振込み下さい。</u></p> <p>②入金の確認をもって受付とします。</p> <p>③<u>締切日までに入金の確認が取れなかった場合は、キャンセル扱い</u>とします。</p> <p>④一度振り込まれた出店料はいかなる理由があっても返金いたしません。</p> <p>⑤おそれいりますが、振込手数料のご負担をお願いします。</p>

7. 出店のキャンセルについて

キャンセルについて	<p>①原則として、出店のキャンセルはできません。</p> <p>②出店者の都合により損害が生じた場合には、八王子いちよう祭り祭典委員会は出店者に対して賠償請求できるものとします。</p>
-----------	--

8. 搬入搬出について

搬入搬出	<p>①後日送付する「出店注意事項」を厳守し、スタッフの指示に従って安全に十分注意し、搬入搬出を行ってください。搬入時間を過ぎた場合は、会場に入れませんので時間に余裕をもって来てください。</p> <p>②C会場(陵南公園)において搬入搬出に軽貨物車(トラック)を使用する場合は、<u>4ナンバー</u>までとします。</p> <p>③C会場(陵南公園グランド内)は車両の乗り入れを禁止します。台車等、手運びをお願いいたします。</p> <p>④前日搬入について 当日の朝は、準備時間が短いため前日搬入をお勧めします。ただし、紛失・盗難・破損等について当祭典委員会は一切の責任を負いません。電源の使用はできません。</p>
------	---

9. 出店までの流れ

この出店募集要項に定める条件および各規定を確認し、内容を了承したうえでお申し込みください。

お申込みから 出店の流れ	<p>書類提出・出店料の入金締切日 : 2019年7月1日(月)～9月9日(月)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>出店者会議・出店場所抽選会 : 2019年9月19日(木)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>追加出店料の入金締切日 : 2019年10月4日(金)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>出店関係書類の送付(当日の注意事項・駐車証・他) : 10月下旬～11月上旬</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>八王子いちよう祭り出店 : 出店許可証は当日配布</p>
-----------------	--

10. 申込書類 ご提出上の注意 <<別紙【出店申込書 記入例と注意】を参照してください。>>

出店申込書	<p>①出店申込書は小間(テント)ごとに提出してください。</p> <p>②出店責任者とは、<u>当日店舗にいて、出店に関する責任を負える方</u>です。 ※当日になっての出店責任者の変更、または不在の場合、出店できません。</p> <p>③出店責任者の上半身の写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。</p> <p>④出店内容は具体的にお書きください。</p> <p>⑤火気器具を使用する方は、器具等の種類(名称)、使用燃料等を記入してください。</p> <p>⑥追加整備が必要な方は、数量・金額を記入し、合計金額を記入してください。</p> <p>⑦電気を使用する方は、必要な容量を申し込み、使用機器および使用ワット数を必ず記入してください。<u>電気コンセントの不正使用や記載以外の使用は認めません。</u> ※発電機の持込み・カセットコンロの使用は禁止します。</p> <p>⑧申込書下欄の「店名板」欄に、出店する店舗名をご記入ください。 必要のない方は、「不要」とご記入ください。</p> <p>⑨出店申込書に記載された営業内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。 ※当日になっての営業内容の変更および出店権の譲渡は認めません。</p>
写 真	<p>①申込書に同じものを2枚添付して提出してください。</p> <p>②1枚は、開催当日に店舗に掲示していただく『出店許可証』に使用します。</p>

<p>出店責任者の 住民票</p>	<p>①出店責任者の照会用に必ずご提出をお願いします。 ②提出がない場合には出店が認められません。</p>
<p>誓約書</p>	<p>①出店責任者は、本出店要項を遵守することをご誓約いただき、押印のうえ『誓約書』を提出してください。誓約書のご提出がない場合は、出店できません。 ②出店責任者は出店に関して全責任を負うものとします。</p>
<p>行事における 臨時出店届</p>	<p>①飲食の提供および食品の試食・販売は、<u>八王子市保健所の定める範囲内</u>とします。 ②飲食の提供および食品の試食・販売・無料配布を行う出店者は、『八王子市保健所の注意事項』を熟読し、<u>1テントごとに</u>「行事における臨時出店届」を提出してください。 ③<u>テント内で調理行為を行う品目が2品目の場合でも、1枚に記入してください。</u> <u>飲食と一緒に飲み物や食品の販売をされる場合も、一緒に記入してください。</u> 【注意】 ◆ビールサーバーを用いての生ビールの販売は、1品目とカウントします。 ④東京都の『臨時営業許可書』をお持ちの方はそのコピーを添付してください。 ⑤販売品目は事前に申請し、<u>「行事における臨時出店届」にて許可された品目以外は販売できません。</u>記載漏れがないよう全取扱品目を記入してください。 ⑥パック入り、包装された食品は必ず法定の表示を貼付してください。貼付のないものは販売できません。 ⑦全ての冷蔵設備には、必ず温度計を設置し、温度管理に注意してください。 ⑧記載内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。 ⑨保健所への届け出は、当祭典委員会が一括して行います。 ⑩保健所の許可・鑑札を必要とする業種は、所定の申請を行い、許可を取得して下さい。 ⑪酒類の販売は酒税等の関係があり、別途申請が必要となります。事務局にその旨ご連絡ください。</p>

1.1. 火災予防について

<p>消火器の設置と 届け出</p>	<p>①消防法・東京都火災予防条例（平成26年8月1日施行）により、火気器具を使用する場合は各テント内に消火器（10型以上）を常備することが義務付けられました。見えるところに正しく設置し、上部には消火器の札を掲示してください。 ②用意の無い場合には設置するまで火気器具の使用を禁止します。 ③使用する全ての火気器具について、火気器具等の種類（名称）、使用燃料等の届け出が必要で、必ず、申込書の所定の欄に記入してください。 ④火気器具を使用しない出店におきましても、予防のために消火器を設置してください。 ⑤消防署への届け出は、当祭典委員会が一括して行います。</p>
-------------------------------	---

1.2. 追加設備の変更について

<p>追加設備の 変更締切り</p>	<p>10月28日（月） 直前の要請にはお答えできません。 期日が近づいてきましたら、今一度お申込み内容の確認をお願いします。</p>
-------------------------------	---

13. 責任義務

責任義務	<p>①出店物とその販売には、出店者が責任を持ってください。当祭典委員会ではそれらの苦情またはトラブルに関し、一切の責任を負いません。</p> <p>②出店者の落ち度が原因で苦情があった場合には、その購入者に対し、出店責任者の連絡先を教えますので、責任と誠意をもって対処してください。</p> <p>③出店者は会場の安全に配慮し、出店場所の現状回復の義務を負います。</p> <p>④ゴミ等の処分方法は当祭典委員会の定める方法に従ってください。</p> <p>⑤出店者は環境衛生に気を配り、ゴミの管理、減量化を図り環境の保全に努めてください。</p> <p>⑥当祭典委員会の指示に従わないなど悪質な場合には、退場していただくとともに今後の出店をお断りします。</p>
------	---

14. 禁止事項

禁止事項	<p>①営業行為はテント内とし、会場の安全上テント外での商品販売や商品陳列を禁止します。</p> <p>②呼び込み等の行為は自分のテントの前のみで行ってください。テントから大きく離れたの呼び込みや拡声器、騒音を発する物の利用、および他の店舗の迷惑になる行為は禁止します。</p> <p>③未成年者や運転される方へのアルコール販売・飲酒しながらの販売を禁止します。</p> <p>④会場内は全面禁煙です。テント内やテント裏での喫煙はしないでください。</p> <p>⑤氷・炭の置き去り・投棄を禁止します。必ずお持ち帰りください。</p> <p>※本出店要項や祭典委員会の指示に従えない場合は、出店を取り消し撤収していただきます。</p> <p>※一度出店をお断りさせていただいた場合、その後の出店もお断りいたします。</p> <p>その際に出店者側に生じた損害については、祭典委員会では賠償いたしかねますのでご了承ください。</p>
------	--

15. 注意事項

注意事項	<p>①本要項にない事項は、その都度祭典委員会が決定します。</p> <p>②お申込みいただいた後に「暴力団排除条例」により出店をお断りする場合には、その旨をご報告させていただくとともに、お振込みいただきました出店料はこの場合に限り返金させていただきます。</p> <p>③当祭典委員会からのお問い合わせは出店責任者にします。一定の期間のうちに回答がないときは、出店をお断りする場合があります。</p> <p>④油等、汚れると思われる物を使用する店舗は床面をシート等で養生してください。</p> <p>⑤出店場所およびその周辺は原状回復を基本とし、汚れがひどい場合は別途清掃代を請求させていただきます。</p>
------	--

16. お申込み内容の変更

お申込み内容の変更	<p>①お申込み内容に変更があった場合には、速やかに祭典委員会までご連絡ください。</p> <p>②当日になって、出店責任者の変更、出店品目の変更等、お込み内容と違っていた場合には、出店を取り止めていただきます。</p>
-----------	--

17. 出店者会議

<p>出店される方を対象に、説明会ならびに抽選会を開催いたします。 ※詳しくは、次ページの「出店者会議のご案内」をご覧ください。</p>	
日時	<p>9月19日(木) 受付 午後1時30分～午後2時(受付時間厳守) 開始 午後2時～</p>
場所	<p>八王子市東浅川保健福祉センター 4F 第5・6・7集会室 東京都八王子市東浅川町551-1 電話：042-667-1331</p>
内容	<p>①当祭典委員会、八王子市保健所、警察署ならびに消防署から連絡事項・注意事項をお伝えします。飲食・食品販売の方は必ず出席してください。 ②抽選会にて小間(出店場所)を決定します。代理の方でも結構です。 ③会議に出席されない場合は、当祭典委員会に一任するものとします。 ④出店場所により追加料金が発生した場合には、請求書をお送りしますので、期限内にお振込み下さい。期日までにご入金の確認が取れない場合は出店をキャンセルしたものとします。 ⑤受付終了時間までに受付を済ますことが出来なかった方は、抽選会終了後に選択していただくこととなります。時間に余裕を持ってお越しください。</p>

18. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて	<p>八王子いちょう祭り祭典委員会では、ご提出いただいた個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の保護に努めますが、『暴力団排除条例』の施行にともない、警察署に提供させていただくことがあります。また、お預かりいたしました個人情報は八王子いちょう祭り祭典委員会からのサービス及び、情報の提供のみに使用し厳密に管理します。</p>
---------------	---

☆ホームページの『ふるさとバザール出店要項』も併せてご覧ください。

☆その他、ご不明な点は八王子いちょう祭り祭典委員会事務局までお問い合わせください。

☆初めてご出店をお考えの方は、内容によりましてはご出店できないこともございますので、申込書送付の前に一度事務局までご連絡ください。

〔問い合わせ先〕

八王子いちょう祭り祭典委員会事務局 富樫・佐藤・山崎

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町120番地 陵南いちょう会館

TEL：042-668-8383

FAX：042-673-6661

